言者による他宗教への 容さ (半): 宗教的自治 と政治

:

明:

多くの人々は、イスラ ムが他宗教の存在を めないと思い んでいます。この 事では、 言者ムハンマド自身が定めた他宗教の人々との付き合い方の基 、そして彼が生前に示した模 について します。 半: 言者が生前に他宗教の人々へと示した 容性の、さらなる例。

目: 事比 宗教イスラ ムの包容力

目: 事 言者ムハンマド彼の性格

より: M. アブドッサラム

⊟18 Aug 2014

集日 18 Aug 2014

他宗教に するイスラ ムの 容性を 著に示すサヒ ファに加え、 言者(神の慈悲と祝福あれ)の生前には他にも数多くの例があります。

宗教的会合と宗教的自治の自由

法による 可から、ユダヤ教徒たちは宗教の 践において完全に自由を持っていました。 言者の 代のマディ ナのユダヤ教徒たちは、バイトル=ミドラ スという独自の学校を持っており、そこでト ラ を唱えたり、崇 や教育を行っていました。

言者は使者に した多くの手 の中で、宗教施 に危害が加えられることはないと しています。ムスリムによる庇 を求めたシナイ山 カタリナ修道院の宗教指 者たちに宛てられた 手 では、このように述べられています。

"これは、キリスト教に う者たちへの誓 として、ムハンマド ブン アブドッラ が送る である。我々はどこにあろうと、彼らと共にある。 に私、しもべたち、救援者たち、そ

して私の追 者たちは彼らを する。なぜなら彼らは私の市民であるからだ。神にかけて、彼らにとって不 な物事を、私は差し控える。彼らは何も 制されない。彼らの裁判官はその に留まり、彼らの修道士はその修道院に留まるのである。彼らの宗教の家を破したり、 つけたり、そこからムスリム に何かが び出されることは一切ない。これらの内いずれでも行った者は、神の誓 を破り、その使徒に背いたのである。 に、彼らは私の同盟者であり、彼らの憎 するあらゆることから私による安全を 保されているのだ。一人として、彼らに旅を いたり、 いを 付けることは出来ない。ムスリムたちが彼らのために わなければならないのだ。もし女性キリスト教徒がムスリムと 婚する 合、彼女の承 なしにはそれは成立しない。彼女が教会へと礼 に れることが妨げられることはない。彼らの教会は保 されることが宣言されている。彼らが教会を修 することも、誓 の不可侵さが妨げられることもない。 (ムスリム) 国家の 一人として、 (この世の) 最の日までこの誓 に背くことはない。" 1

ここからも分かるように、 数の条 からなるこの誓 には、人 のあらゆる重要な分野が包括されています。それにはイスラ ム国家に住む少数派の保 、崇 と移 の自由、自らの裁判官の任命の自由、自由な の保有 持、兵役 の免除、 下において保 を受ける 利などが含まれています。

これとは に、 言者は当 イエメンの一部だったナジラ ン地方から60人のキリスト教徒の 代表 を彼のモスクに受け入れています。彼らの礼 が来ると、彼らは 方を向いて祈り始 めましたが、 言者は彼らをそっとしておき、彼らに危害を加えることのないよう命じ ました。

政治

言者の人生においては、彼が他宗教の人々と政治的にも 力した例があります。彼は非ムスリムであったアムル ブン ウマイヤ アッ=ダムリ をエチオピアの王ネグスに大使として派遣しています。

これらは、 言者による他宗教への 容さにおける例のほんの一部です。イスラ ムは世界 における宗教の多 性を しており、各人が真理であると信じる道を する 利を与えていま す。宗教は人の自由意志に反して 制されるものではありませんし、そうであったこと もありません。そして 言者の人生における上 の例の数々は、宗教的 容性を推 し、ムス リムにとっての他宗教の人々との交流の指 を定めたクルア ンの章句の要 でもあるので す。神はこう仰せられています。

"???????????????2?256?

脚注:

1

"Muslim and Non-Muslims, Face-to-Face", Ahmad Sakr. Foundation for Islamic Knowledge, Lombard IL.

この 事のウェブアドレス:

https://www.islamreligion.com/jp/articles/208

著作 2006-2015 断 を禁じます。 2006 - 2024 IslamReligion.com. 断 を禁じます。